

第2次鹿屋市男女共同参画基本計画

# 鹿屋市男女共同参画実施計画 令和3年度実績報告

一人ひとりが 支え合い 認め合い 笑顔あふれるまち かのや

令和4年12月  
鹿屋市

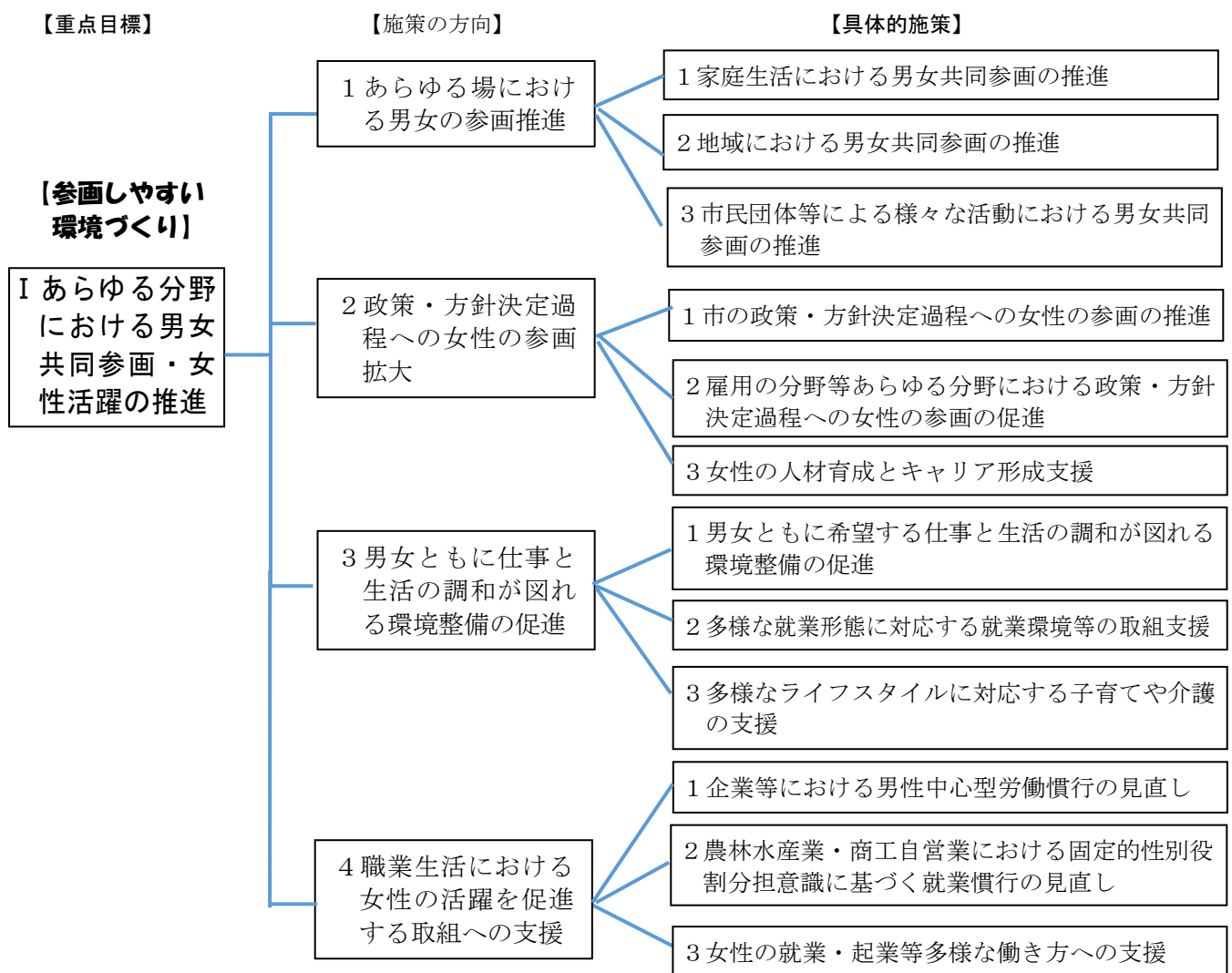
## はじめに

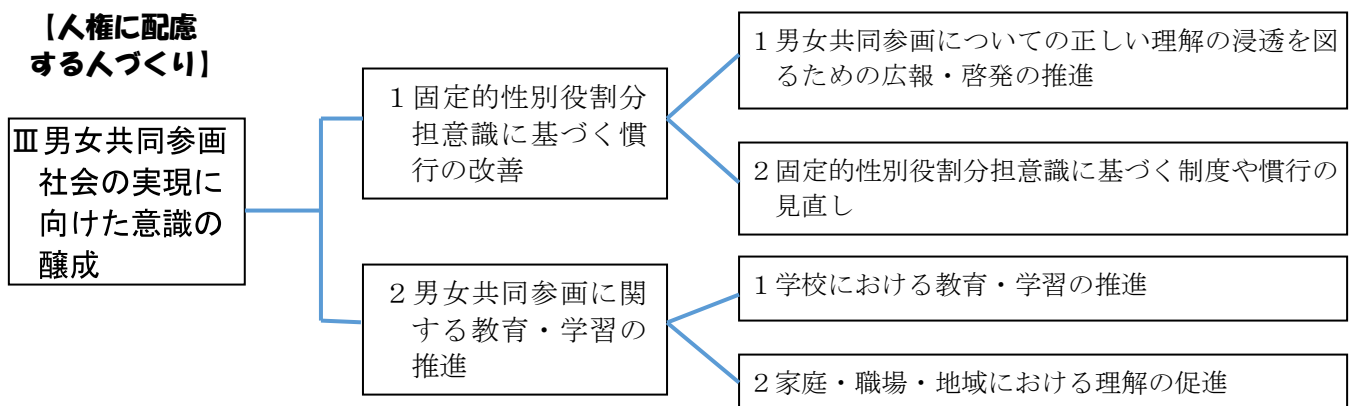
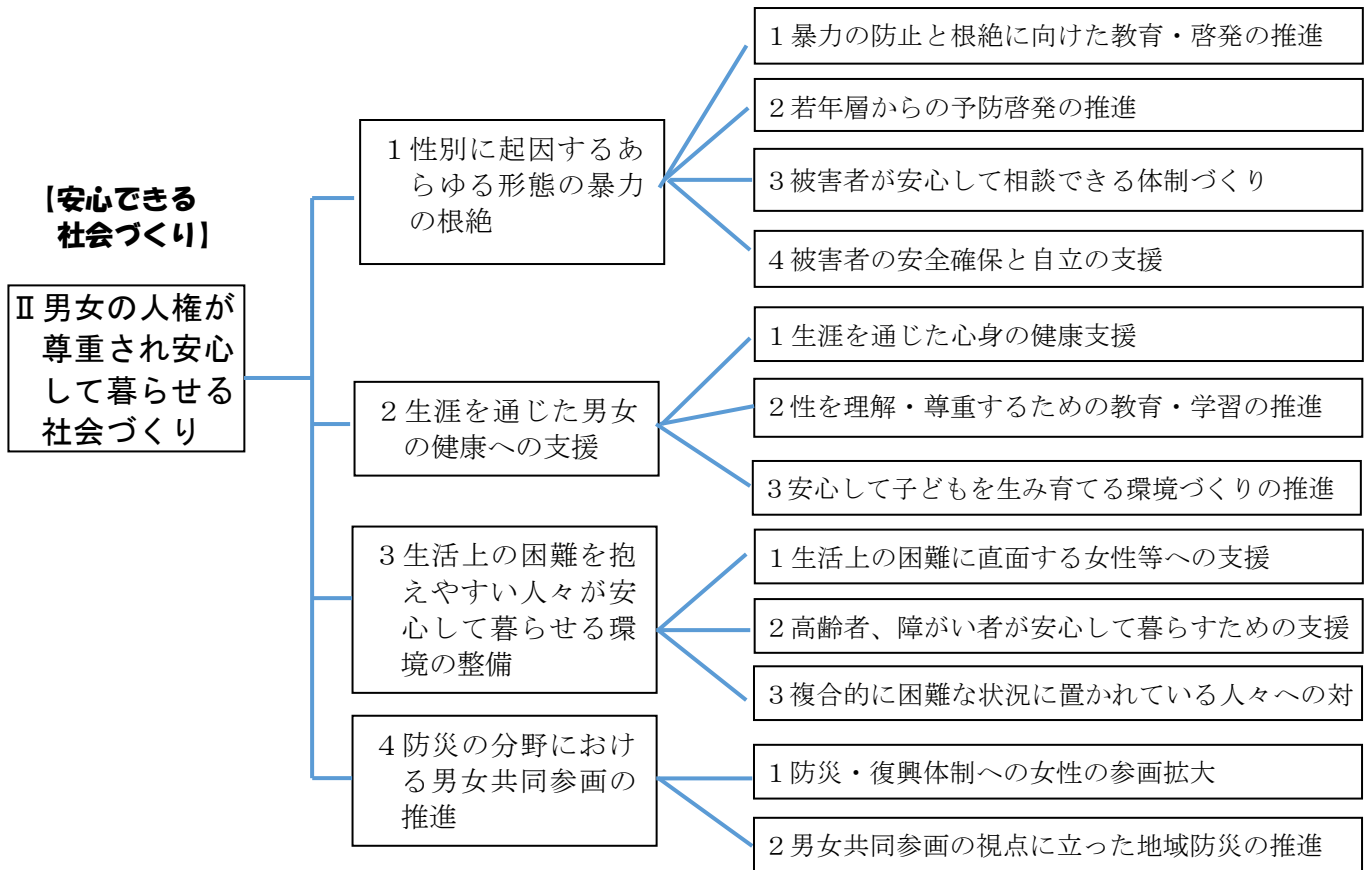
男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国の最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を図っていくことが重要であるとされています。

鹿屋市は、平成 28 年に鹿屋市男女共同参画推進条例の施行、平成 31 年 3 月に「第 2 次鹿屋市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた諸施策の推進に取り組んでいます。

このたび、基本計画の具体的施策の推進に資する各課の事業や取組について、男女共同参画の視点を踏まえ、実施状況についての評価を行いました。

### 1 第 2 次鹿屋市男女共同参画基本計画 体系表 めざす姿『一人ひとりが支えあい 認め合い 笑顔あふれるまち かのや』





## 2 評価について

実施事業の実績を評価するものでなく、各課における推進事業の立案や実施の段階で、男女共同参画の視点で行えたかを4段階で評価した。

### 事業評価の指標

- A： 男女共同参画の視点（の配慮）を踏まえて実施できた。（8割以上）
- B： どちらかというと男女共同参画の視点（の配慮）を踏まえて実施できた。（5～8割程度）
- C： どちらかというと男女共同参画の視点（の配慮）を踏まえて実施できなかった。（2～5割未満）
- D： 男女共同参画の視点（の配慮）を踏まえて実施できなかった。（2割未満）

### 3 評価事項

#### (1) 男女共同参画の視点による評価

男女共同参画推進条例の規定に基づき、男女共同参画を推進するための立場や観点

##### 男女の人権の尊重（第3条第1号）

男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと。男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されたか。

##### 社会における制度又は慣行による影響への配慮（第3条第2号）

社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して、影響を及ぼすことのないよう配慮されたか。

##### 政策等の立案及び決定への共同参画（第3条第3号）

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されたか。

##### 家庭生活における活動と他の活動の両立（第3条第4号）

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるように配慮されたか。

##### 男女の性についての理解と配慮（第3条第5号）

全ての人々がそれぞれの性に関する身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産、その他の性と生殖に関する事項について、自らの意志が尊重された上で、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮されたか。

##### 国際的協調（第3条第6号）

男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して国際的協調の下に行われたか。

#### (2) 男女共同参画の視点の浸透を図る配慮の評価

男女共同参画推進条例及び男女共同参画基本計画の情報提供を行ったか等

### 4 評価結果

#### 体系表の具体的施策（全 28 件）

評価	件数（件）	割合（％）
A	21	75.0
B	7	21.0
C	0	0
D	0	0
合計	28	100.0

## 5 男女共同参画基本計画数値目標の進捗状況

設定項目		計画策定時	現状 (R 3)	目標値	
				数値	年度
1	市の審議会等委員の女性委員の登用率	28.5%	29.3%	35.0%	2028
2	ワーク・ライフ・バランスが実現できていると感じている人の割合	男性 39.8% 女性 43.7%	R 4 意識 調査で検証	男女ともに 50%	2028
3	市の男性職員の育児休業の取得率 ※	8.3% (R1)	11.8%	13%	2025
4	市の男性職員の妻の出産に係る特別休暇の取得率（取得者数の割合）※	87.5% (R1)	93.3%	100%	2025
5	男女共同参画地域推進員の数	2人	4人	4人	2028
6	DVを受けたことがある人が、どこ（だれ）にも相談しなかった割合	48.4%	R 4 意識 調査で検証	40%	2028
7	「鹿屋市配偶者暴力相談支援センター」を知っている人の割合	34.4%	R 4 意識 調査で検証	45%	2028
8	「男女共同参画社会」という用語を知っている人の割合	70.1%	R 4 意識 調査で検証	100%	2028
9	「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担に「反対」と思う人の割合	47.2%	R 4 意識 調査で検証	55%	2028

※計画策定時の値は平成 29 年度のものであります。（項目 3， 4 は令和元年度）

## 具体的施策評価

重点目標 1 あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の推進

施策の方向 1 あらゆる場における男女の参画促進

具体的施策	家庭生活における男女共同参画の推進
施策の内容	男女ともに家庭責任を担う主体となるよう、家事・育児等家庭生活への男性参加の促進や休暇取得が推進されるよう広報・啓発に取り組みます。
実施事業	1 情報誌等を活用した啓発（市民課）
	2 講演会・研修会等の開催による啓発（市民課）
評価	A
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「Kanoya男女共同参画News」5月号：家事・育児分担チェックシート掲載</li> <li>・男女共同参画講演会</li> <li>・「こんな時、あなたならどうする！避難所生活で命と健康を守るために」市民29人</li> <li>・人権・デートDV防止研修会（中学校7校、高校4校 合計1,178人）</li> <li>・男女共同参画出前講座（2団体70人）</li> <li>・企業向けセミナー「女性の社会進出と男性の家庭進出」実施（19人参加）</li> </ul>
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講演会については、災害時、避難所運営時の男女共同参画の視点について理解を深めた。</li> <li>・人権・デートDV防止研修会は、若年層から人権尊重・男女平等意識を高めることや相手を思いやる気持ちの醸成の促進が図れた。</li> </ul>
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も家庭生活における男女共同参画が推進されるよう情報誌等を活用した啓発に努める。</li> <li>・より幅広い市民の参加が得られるよう講師の選定や他団体との共催等実施の工夫をしながら、講演会を実施する。</li> <li>・出前講座は、申請団体のニーズに合った内容で実施できるよう努める。</li> </ul>

具体的施策	地域における男女共同参画の推進
施策の内容	すべての地域住民が男女共同参画の視点を持って様々な形で地域活動に参画できる機会や環境づくりに取り組みます。
実施事業	3 町内会への加入促進（地域活力推進課）
	4 出前講座やお届けセミナー等による男女共同参画に関する啓発（市民課）
評価	A
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益社団法人鹿児島県宅地建物取引業協会鹿屋支部へ町内会加入促進の協力依頼や関係機関との意見交換等を実施</li> <li>・男女共同参画に関する出前講座（2団体70人）、お届けセミナー（4団体104人）</li> </ul>
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会は世帯単位の加入となるため、男性中心の組織運営になりがちであることから、女性が参画しやすい組織づくりを促進する必要がある。</li> </ul>
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会連絡協議会と連携し、女性が参加しやすい行事等の実施を推進し、地域活動における女性の参画拡大を促していく。</li> <li>・引き続き地域における男女共同参画の推進のため、出前講座やお届けセミナー等で啓発していく。</li> </ul>

具体的施策	市民団体等による様々な活動における男女共同参画の推進
施策の内容	市民団体等との連携・協働を図り、男女共同参画を推進する人材を育成し、その基盤づくりに努めます。
実施事業	5 地域における様々な社会貢献活動を行うNPO法人の設立、相談等の支援（地域活力推進課）
	6 「共生・協働によるまちづくり」を推進するための市民活動支援事業による補助の実施（地域活力推進課）
評価	B
実績	・NPO法人の設立(1団体)、定款変更等の各種届出事務の支援の実施 ・市民活動団体の行う事業への補助
成果及び課題	・今後NPOの活動において男女共同参画の視点も取り入れて実施できるように促す必要がある。 ・ジェンダー平等を含めたSDGsに資する取組になるよう市民活動支援事業募集チラシをデザインした。令和3年度の応募団体4団体の代表者はすべて女性であった。
今後の取組予定	・NPO法人が男女共同参画の視点が反映された活動が出来るように、研修会や各種事業の案内等の働きかけを行っていく。 ・今後も、男女共同参画や多様性、SDGsなどの視点が盛り込まれた事業企画を市民団体が企画するよう、随時制度の見直しや広報の方法など検討していく。

## 施策の方向 2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

具体的施策	市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進
施策の内容	市の施策に、より多くの女性の意見や視点が反映されるよう各種審議会等への女性委員のさらなる登用を推進します。
実施事業	7 各種審議会等への女性委員の登用推進（各課）
	8 女性人材リストの登録及び活用推進（市民課）
	9 市役所職員の女性管理職の育成・登用（総務課）
評価	A
実績	・各種審議会等における女性委員の登用率29.3% ・女性人材リスト登録人数 令和3年度末 42人・1団体 ・令和3年4月1日現在 部長級職員14名のうち女性職員0名、課長級職員41名のうち女性職員1名 (令和4年4月1日現在 部長級職員15名のうち女性職員1名(新たに配置)、課長級職員39名のうち女性職員0名)
成果及び課題	・審議会等における女性委員の登用率を上げるため、所管課の意識醸成及び人材の発掘が必要。 ・女性管理職の登用に向け、令和4年4月1日付け人事異動において、課長補佐級5名、係長4名を新たに配置。
今後の取組予定	市の政策・方針決定過程へ女性の参画を推進するため、審議会委員の女性委員の登用や新たな人材(登録者)情報の収集による女性人材リストの充実、市役所女性職員の人材育成や女性管理職の積極登用に向けたライン職への登用や性別にとられない職員配置の実施。



具体的施策	雇用の分野等あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進
施策の内容	あらゆる分野において多様な考え方や意見を反映させるため、研修会の開催や情報誌等を活用した啓発を行う等女性の参画・登用拡大に向けた取組を推進します。
実施事業	10 情報誌等を活用した啓発や研修会等の開催(市民課)
評価	A
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「Kanoya男女共同参画news」の発行(年4回、各5,000部)</li> <li>・企業向けセミナー「女性の社会進出と男性の家庭進出」実施(19人参加)</li> <li>・男女共同参画講演会及び市職員研修「こんな時、あなたならどうする！避難生活で命と健康を守るために～」市民29人、市職員637人</li> <li>・事業所アンケートの実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>①事業所アンケート:市内180事業所(回答68社、回答率37.8%)</li> <li>②従業員アンケート:540人(上記事業所から3名)(回答161人、回答率29.8%)</li> </ul> </li> </ul>
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セミナーでは女性の社会進出には男性の家庭進出が重要であること、講演会等では避難所での方針決定において女性参画が重要であること等を伝えることができた。</li> <li>・事業所及び従業員アンケートにより、実態を把握することができた。市や関係機関に望まれる対策である「経営者・管理職への意識啓発を目的とした講演会、セミナー等の開催」「子育てインフラの整備」をいかに実施していくかが課題。</li> </ul>
今後の取組予定	あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進に向けて、情報誌等を活用した広報や研修会等を実施する。

具体的施策	女性の人材育成とキャリア形成支援
施策の内容	あらゆる分野へ参画し、その個性と能力を発揮できる女性の人材を充実させるため、女性の育成とキャリアアップに向けた支援に取り組みます。
実施事業	11 男女共同参画に関する講座、研修会の広報及び参加促進(市民課) 12 市女性職員の研修参加促進(総務課)
評価	A
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性応援セミナー(2回延べ29人)、女性が奏でるまちづくり事業(全3回延べ30人)</li> <li>・企業向けセミナー「女性の社会進出と男性の家庭進出」実施(19人参加)</li> <li>・市職員主事級及び主任級1年目の職員を対象に、キャリアアップ活躍推進研修を開催(受講者:87名)</li> </ul>
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性応援セミナーや女性が奏でるまちづくり事業には様々な層の女性が参加し、個人の能力を発揮する機運が高まった。</li> <li>・男性・女性にとらわれず市職員のキャリアアップ及び能力開発に向けた意識向上を図ることが出来た。</li> </ul>
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらゆる場において女性の参画拡大に向けた取組を引き続き行う。</li> <li>・職員のキャリアアップや能力開発に資する市独自研修の実施や研修専門機関での研修受講の推進等を行う。</li> </ul>

### 施策の方向 3 男女ともに仕事と生活の調和が図れる環境整備の促進

具体的施策	男女ともに希望する仕事と生活の調和が図れる環境整備の促進
施策の内容	ワーク・ライフ・バランスの推進が個人の生活の充実や企業の活性化につながることを踏まえ、長時間勤務等を背景とした男性中心型労働慣行及び固定的性別役割分担意識の見直しの必要性について理解が図られるよう、事業所のトップや市民へ働きかけます。
実施事業	13 パンフレット等による広報啓発（商工振興課）
	14 勤労者サービスセンターへの補助（商工振興課）
	15 男女共同参画に係る企業向け研修（ワーク・ライフ・バランスセミナー）の実施（市民課）
評価	A
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県や国(労働局等)から送付のあったリーフレット等(年次有給休暇の取得促進、働き方改革関連法の成立、職場意識改善、労働法令関係、育児・介護休業取得関係)の掲示等</li> <li>・鹿屋市勤労者サービスセンターへ補助金を交付し、慶弔共済保険給付事業(慶弔給付金)、健康維持増進事業(人間ドック、インフルエンザ予防接種助成、施設利用助成等)、福利厚生事業(イベントの開催、チケット等購入費・宿泊費・学習講座受講料等助成)、あっせん事業(中退共、小規模企業共済、融資)を実施</li> <li>・企業向けセミナー「女性の社会進出と男性の家庭進出」実施(19人参加)</li> </ul>
成果及び課題	・鹿屋市勤労者サービスセンターの会員数は男性1,174人(49.16%)、女性1,214人(50.84%)で、男女がほぼ同程度の割合となっている。
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関(県や労働局等)から周知依頼のあった各種情報の広報啓発を行っていく。</li> <li>・勤労者サービスセンターでは、引き続き会員向けの福利厚生サービスを提供すると共に、「働き方改革」や「介護」など社会的な流れを意識した魅力ある事業を検討し、サービスの充実を図る。</li> <li>・男性も女性も多様な働き方ができるように、引き続きセミナー等を開催し企業等の取組を支援していく。</li> </ul>

具体的施策	多様な就業形態に対応する就業環境等の取組支援
施策の内容	正規雇用・非正規雇用など多様な就業形態の労働者に対して公正な処遇が推進されるよう各種制度や取組事例等の情報提供に努めます。
実施事業	16 働く場における男女雇用機会均等の広報啓発（商工振興課）
	17 市職員への育児・介護休暇等の周知を図るなど取得しやすい環境の整備（総務課・教育総務課）
評価	B
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県や国(労働局等)から送付のあったリーフレット等(年次有給休暇の取得促進、働き方改革関連法の成立、職場意識改善、労働法令関係、育児・介護休業取得関係等)の掲示等</li> <li>・市職員の育児との両立支援制度の活用実績 育児休業15名(うち男性職員2名)、部分休業9名(うち男性職員0名)、 育児短時間勤務2名(うち男性職員0名)、育児時間(特別休暇) 0名(うち男性職員0名)</li> <li>・市職員の介護との両立支援制度の活用実績 介護休暇0名、介護時間1名、短期介護休暇10名 ※暦年</li> </ul>

成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員については、育児休業を取得する男性職員がいないなど、男性職員の育児休暇等の取得率が低い。</li> <li>・男性職員の育児休業等を促進するため、所属長に対し、「男性職員の育児参画促進のための面談シート」を活用した出生等に関する情報把握や計画的に休暇等が取得できる職場環境づくりを推進するよう指導した。</li> </ul>
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関(県や労働局等)から周知依頼のあった各種情報の広報啓発を行っていく。</li> <li>・市職員対しては、所属長による職員の育児・介護休暇等の取得希望の把握及び取得促進に係る声掛けを行う。</li> </ul>

具体的施策	多様なライフスタイルに対応する子育てや介護の支援
施策の内容	<p>子育て世代の多様なライフスタイルに対応できる保育サービスや子育て支援策の充実等を図り、仕事と子育ての両立のための環境の整備をより一層進めます。</p> <p>併せて、介護の必要な家庭の多様なニーズに対応するため、介護サービスの充実や介護保険制度の広報啓発等に努めます。</p>
実施事業	18 休日保育事業の実施（子育て支援課）
	19 病児保育の実施（子育て支援課）
	20 延長保育の実施（子育て支援課）
	21 一時預かりの実施（子育て支援課）
	22 放課後児童健全育成事業の実施（子育て支援課）
	23 子育てに関する情報の提供（子育て便利帳の作成・配付）（子育て支援課）
	24 地域子育て支援拠点事業の実施（子育て支援課）
	25 ファミリー・サポート・センター事業の実施（子育て支援課）
	26 地域組織活動育成事業（母親クラブ）の実施（子育て支援課）
	27 介護サービスの充実（高齢福祉課）
	28 地域包括支援センターの機能強化（高齢福祉課）
29 市職員へ育児休暇制度や介護休暇制度等の周知・取得促進及び定時退庁の促進と時間外勤務の縮減（総務課）	
評価	A

実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日保育事業(登録者数: 102人 延べ人数1,301人)</li> <li>・病児保育(実施個所 1カ所 延べ利用児童数 623人)</li> <li>・延長保育(年間延べ利用児童数: 12,306人、実施施設:25園)</li> <li>・一時預かり(年間延べ利用児童数 一般型:1,193人、幼稚園型:98,135人)</li> <li>・放課後児童健全育成事業(実施箇所数 32か所 延べ利用児童数 283,978人)</li> <li>・子育て便利帳の作成(4,200部)、公共施設の窓口や保育施設等に配布</li> <li>・地域子育て支援拠点事業(センター型2か所 ひろば型6か所 延べ利用数 18,657人)</li> <li>・ファミリー・サポートセンター事業        会員数:666人(利用会員335人、サポート会員290人、両方会員41人)        活動回数:992回(子どもの預かり50回、送迎575回、家事援助43回、その他186回))</li> <li>・地域組織活動育成事業(母親クラブ)        活動団体:2団体、会員数:84名、活動数:23回(参加者数666名)</li> <li>・介護サービス 要介護・総合事業認定者 6,195人        受給者数:居宅介護サービス(3,613人)、地域密着型サービス(1,295人)、        施設サービス(888人)、総合事業(683人)</li> <li>・市及び地域包括支援センターHP並びにチラシを作成し情報発信・情報提供に努めるとともに各種講座を開催。相談者数:3,719人</li> <li>・市職員においては、子の看護休暇の対象範囲の拡大(12歳から15歳へ)、出生サポート休暇(不妊治療のための休暇)の新設(令和4年1月1日施行)、各種休暇制度の取得を促進するための制度周知。毎週水曜日に加え、各所属独自の定時退庁日の設定、RPA・AI-OCRの活用拡大。時差出勤制度の活用に加え、令和3年9月からテレワークの施行</li> </ul>
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日保育利用時には実施施設に予約が必要だが、受入数が限られているので、早めの予約が必要。</li> <li>・一時預かりについては、保育士が不足している保育施設もあるため、ニーズに対して十分な対応が困難な場合もある。</li> <li>・放課後児童健全育成事業については、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度により、未設置小学校区への放課後児童クラブの整備などの課題がある。</li> <li>・つどいの広場や子育て支援センター等の利用者は、概ね3歳児未満の乳幼児を連れてお母さんがほとんどであるため、お父さんの利用促進につながる雰囲気づくりが必要である。</li> <li>・ファミリー・サポートセンターの新規登録者数53世帯。離婚後の面会交流など対応にスキルや経験等を有する事案の相談が増えてきていることから、対応できるサポート会員の育成が必要。</li> <li>・介護者の6割以上が女性で、1割以上の介護者が離職や転職しているなど、介護と仕事の両立ができない状況も見受けられることから、介護者が固定化されずに、要介護者を取り巻く家族全体で介護に取組む機運の醸成を図るとともに、介護保険では賅われない在宅介護を支援するサービスの充実が必要。</li> <li>・地域包括支援センターの講座やイベント等については、男性も参加しやすい講座となるよう企画していくこと。</li> <li>・市男性職員の育児休暇等の取得率は低い。また、引き続き、時間外縮減に向けた取組が必要。</li> </ul>
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、仕事と子育ての両立のための環境を整備する。</li> <li>・放課後児童支援員の質を確保するとともに未設置小学校区への放課後児童クラブの整備などを検討する。</li> <li>・紙の冊子に加え、電子書籍(アプリ)による子育て支援制度の周知拡大。</li> <li>・地域子育て支援拠点事業の周知・啓発等に際し、父親の利用も可能である旨の案内を行う。</li> <li>・ファミリー・サポートセンターのサポート会員が登録しやすい仕組みづくり。</li> <li>・介護サービス充実のための介護人材の定着・育成支援や、仕事と介護の両立のための各種制度の周知や家族介護者の支援を、介護事業者等と連携し充実を図る。</li> </ul>

施策の方向 4 職業生活における女性の活躍を促進する取組への支援

具体的施策	企業等における男性中心型労働慣行の見直し
施策の内容	働いている又は働こうとする女性が個人としての能力を発揮できるよう、男女の均等な機会と待遇の確保、固定的性別役割分担意識に基づく雇用慣行の見直し、ハラスメント防止対策及びメンタルヘルスの確保に向けて、あらゆる機会に関係法令や制度に関する情報提供や啓発に取り組みます。
実施事業	30 関係法令・制度の周知
	31 市役所事業主行動計画の取組の推進、ハラスメント防止に向けた広報・啓発
	32 市役所におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する広報・啓発
	33 セクシュアル・ハラスメント防止に向けた広報・啓発
評価	B
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国(労働局等)や県から送付のあった関係法令リーフレット等(年次有給休暇の取得促進、過労死等防止啓発月間、最低賃金改定、育児・介護休業制度、就業環境整備・改善支援事業 等)の掲示等</li> <li>・鹿屋市役所特定事業主行動計画に定める取組事項を実施。男性職員の育児休業等を促進するため、所属長に対し、「男性職員の育児参画促進のための面談シート」を活用した出生等に関する情報把握や計画的に休暇等が取得できる職場環境づくりを推進するよう指導</li> <li>・市役所におけるハラスメント防止の啓発及びハラスメント相談員の周知(相談員 16名 うち女性職員14名)</li> <li>・「男女共同参画お届けセミナー」にてハラスメント防止研修実施(鹿屋市校長協会 46人)</li> <li>・企業向けセミナー「女性の社会進出と男性の家庭進出」実施(経営者・人事担当等 19人)</li> </ul>
成果及び課題	市役所男性職員の育児休業の取得促進やハラスメント相談体制の充実及び相談への適切な対応が課題。
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県や国(労働局等)から周知依頼があった講座等のリーフレットを窓口に設置し、併せて広報誌やホームページへの掲載を行う。</li> <li>・市においては、引き続き、各種休暇制度を利用しやすい環境を整えるとともに、制度周知を図る。また、時間外勤務を縮減するため、働き方改革や事務改善等を推進する。</li> </ul>



具体的施策	農林水産業・商工自営業における固定的性別役割分担意識に基づく就業慣行の見直し
施策の内容	農林水産業や商工自営業において、男女ともに働きやすい就業環境の見直しを図り、ワーク・ライフ・バランスが促進されるよう各種制度の周知やセミナー等に取り組みます。
実施事業	34 家族経営協定締結の推進（農林水産課）
	35 酪農・和牛ヘルパー運営の支援（畜産課）
	36 国・県等が実施する事業の情報提供（商工振興課）
評価	B
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結件数:3件</li> <li>・酪農及び和牛ヘルパー運営において、負担金及び補助金を支給 （そお肉用牛定休型ヘルパー:稼働日数720日(うち鹿屋市輝北408日) 鹿屋市肉用牛ヘルパー組合:14日、吾平町肉用牛豚飼養管理代行組合:22.5日 デイリィサポート:533日）</li> <li>・広報かのや及びホームページへの掲載、労働局等から配布されたリーフレットの設置 （公的職業訓練各種、労使間のトラブルに関する相談会、ふるさと鹿児島UIターン就活応援事業、高校生・大学生・社会人に対する労働法の教え方セミナー等）</li> </ul>
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規就農者や生産組織等に対し、継続的に周知しており、毎年協定締結に結びついている。</li> <li>・ヘルパー制度の積極利用の推進を図ることで、畜産農家における女性にも余暇等の生活のゆとりを生み出すことに寄与したと考えられる。</li> </ul>
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、認定農業者だよりや生産組織等に対し、家族経営協定等について継続的な周知を行う。</li> <li>・畜産農家を訪問する際は、随時、作業分担等について、男女共同参画の視点が盛り込まれているかなどの確認及び指導を行う。</li> <li>・県や国(労働局等)から周知依頼があった講座等のリーフレットを窓口に設置し、併せて広報誌やホームページへの掲載を行う。</li> </ul>

具体的施策	女性の就業・起業等多様な働き方への支援
施策の内容	女性の就業機会の拡大に向けた起業等、能力を発揮しながら希望する働き方ができるような情報提供や相談活動などの支援及び広報・啓発に取り組みます。
実施事業	37 起業・創業等のための相談支援(産業振興課)
	38 就農相談会の開催（農林水産課）
	39 合同就職説明会の実施（商工振興課）
評価	B
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・起業・創業のための相談件数68件(うち女性31件)、大隅よろず定期(創業支援)セミナー出席者数(鹿児島県よろず支援拠点との共催)110名(うち女性50名)</li> <li>・合同就職説明会 実施回数2回(鹿屋市合同就職面談会、大隅地域合同企業説明会) 出展企業延べ数107社(うち鹿屋市内企業70社)、来場者数520名、雇用マッチング数2名</li> </ul>
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度における女性起業家は6人(産業振興課へ起業相談の上、実際に起業された方)</li> <li>・企業・創業後の販路拡大策、経理、資金繰り等の相談対応の支援も重要であり、定期的な訪問による業況の聞き取り、把握、様々の情報提供も実施していく。</li> <li>・新型コロナウイルス感染拡大等により市内、県内及び県外の就農相談会への参加ができなかった。</li> </ul>
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も起業家への相談業務、就農相談会への参加、合同就職面談会を実施する。</li> <li>・起業・創業希望者を対象とした鹿屋市と共催の大隅よろず定期セミナーの開催(2か月に1回第3火曜日開催予定)</li> </ul>

重点目標 II 男女の人権が尊重され安心して暮らせる社会づくり

施策の方向 1 性別に起因するあらゆる形態の暴力の根絶

具体的施策	暴力の防止と根絶に向けた教育・啓発の推進
施策の内容	性別に起因する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されないものであるという認識を広く浸透させるための教育、啓発に取り組みます。
実施事業	40 「女性に対する暴力をなくす運動」期間等における啓発（市民課）
	41 リーフレットや「男女共同参画NEWS」を活用した広報、啓発（市民課）
	42 人権啓発ポスター・標語の募集、作成、発行及び作品展の開催（生涯学習課）
	43 人権問題講演会の開催（生涯学習課）
	44 「鹿屋市スクール・セクシュアルハラスメント防止に関する指針」の職員への周知（学校教育課）
	45 学校における校内研修の実施（学校教育課）
評価	A
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性に対する暴力を防ぐため、女性に対する暴力をなくす運動期間中、本庁・3総合支所・図書館・協賛事業所等計11箇所にパープルリボンツリーを設置したほか、啓発カードの配布等を実施</li> <li>・取組について、ホームページ、男女共同参画NEWS等に掲載</li> <li>・教職員に対しては、「スクール・セクシュアルハラスメント防止指針」周知のための研修実施を指導、人権同和教育研修に関する校内研修を年3回以上実施</li> </ul>
成果及び課題	女性に対する暴力をなくす運動を関係団体と連携して実施した。また、教職員に対してはハラスメント窓口担当の研修会が実施でき、対応等について理解を深めることができた。なお、人権問題講演会は時流に沿った話題や、興味・関心をひきやすい話題から講師とテーマを選定するため、男女共同参画の啓発を継続して実施することが困難である。
今後の取組予定	性別に起因する暴力が、決して許されない暴力であることを理解してもらうため、今後もさまざまな機会を通じて教育や啓発に取り組む。

具体的施策	若年層からの予防啓発の推進
施策の内容	児童・生徒等若年層から「個人の尊厳を傷つける暴力は許されない」という意識の浸透を図り、男女の人権が尊重される対等な人間関係を学ぶ暴力の未然防止に向けた研修、啓発を行います。
実施事業	46 中学校、高等学校での人権・デートDV防止研修の実施（市民課）
	47 学校における人権教育・男女平等教育の推進(学校教育課)
	48 エイズ予防教室、性教育・いのちの授業の実施（健康増進課）
評価	A
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若年層からの予防啓発の推進するため、男女一人ひとりの人権尊重について若年層から啓発する「人権・デートDV防止研修会」を実施(中高11回)</li> <li>・学校では、人権同和教育の推進、学校だより等で広報啓発の実施</li> <li>・小中高の児童生徒、保護者、教職員を対象にエイズや性感染症等に関する正しい知識の普及啓発、性被害やLGBTQなどの教育(性教育計15回、いのちの授業計19回)</li> </ul>
成果及び課題	「人権・デートDV防止研修会」「性教育」「いのちの授業」については、より多くの児童生徒に受け取ってもらえるよう対策が必要。学校では、発達段階に応じた適切な教育・学習を展開することができるように、研修会等を充実させていく必要がある。
今後の取組予定	児童・生徒等若年層から「個人の尊厳を傷つける暴力は許されない」という意識の浸透を図るため、引き続き若年層からの啓発に取り組む。

具体的施策	被害者が安心して相談できる体制づくり
施策の内容	被害者への適切・迅速な相談対応ができるよう相談員等の人材を養成するとともに、暴力が個人的な問題としてとらえられ潜在化する傾向を踏まえ、相談窓口の一層の周知を図る等被害者の早期発見に向けた体制づくりに取り組みます。
実施事業	49 民生委員・児童委員、人権擁護委員等における理解の促進（福祉政策課、市民課）
	50 DV対策庁内連絡会議等による庁内の連携（市民課）
	51 相談窓口情報カードの配布等による配偶者暴力相談支援センターの周知（市民課）
	52 市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止に関する庁内相談体制の充実（総務課）
	53 外国人・障がい者への対応が可能な相談機関等の情報提供（地域活力推進課・福祉政策課）
	54 配偶者暴力相談支援センターでの相談（子育て支援課）
	55 婦人相談員、児童家庭相談員の相互の連携による早期発見、対応(子育て支援課)
	56 スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー・マイフレンド相談員などとの連携によるDV被害者の早期発見(学校教育課)
評価	A
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV対策庁内連絡会議にて、DV被害者への全庁的な連携・支援体制を確認。</li> <li>・女性に対する暴力をなくす運動期間中に、パープルリボンツリーと一緒にDV相談窓口情報カードを設置(本庁、3総合支所、図書館等計11箇所)。男女共同参画NEWSにDV相談窓口を毎回掲載。</li> <li>・市職員にハラスメント防止の啓発及びハラスメント相談員の周知を実施。</li> <li>・外国人に対しては「外国人のための生活便利帳」を用いて相談窓口等の周知を、障がいのある方に対しては肝属地区障がい者機関相談センター等の相談機関の案内や情報提供の実施。</li> <li>・配偶者暴力相談支援センターで、女性相談員等によるDV相談、救済のアドバイス等を実施(相談件数287件)。また、女性相談員と家庭児童相談員が連携し、児童相談所や警察等、適切な関係機関へと繋ぐことができた。</li> <li>・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー・マイフレンド等への相談については、状況に応じて関係機関と連携して対応。年5回研修会を実施。</li> </ul>
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員研修会は新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施できなかったことから、そのような中での研修会の実施及び理解促進の方法を検討する必要がある。</li> <li>・市役所内での外国人相談窓口の設置について継続して検討していく必要がある。</li> <li>・障がいのある外国人に対する相談支援のノウハウがないことから、先進事例等の調査研究を行っていく必要がある。</li> <li>・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー・マイフレンド等については、関係機関との連携や保護者との対応の仕方について課題が残る。</li> </ul>
今後の取組予定	令和4年度から、児童相談員と女性相談員がより連携を図りやすい体制となった。今後も、配偶者暴力相談支援センターでは関係機関と連携しながら情報の共有を図り、被害者の早期発見と支援に努める。また、DV相談窓口に関する情報などについて、さまざまな機会を通じて、一層の周知啓発活動に取り組む。



具体的施策	被害者の安全確保と自立の支援
施策の内容	個人情報管理の徹底等、被害者の安全が確保できるよう体制を整えるとともに、関係機関との連携により、経済的基礎、住居の確保等、自立に向けた支援を行います。
実施事業	57 DV被害者に対する支援措置として、住民基本台帳の交付等を制限する措置（市民課）
	58 民生委員・児童委員、人権擁護委員等による早期発見・対応（福祉政策課・市民課）
	59 婦人保護施設や母子生活支援施設、障害者福祉施設及び高齢者福祉施設等と連携した被害者の保護（子育て支援課・福祉政策課・高齢福祉課）
	60 福祉サービスの提供者による早期発見（福祉政策課）
	61 外国人、障がい者、高齢者の孤立防止と暴力の未然防止・早期発見のための支援体制づくり（地域活力推進課・福祉政策課・高齢福祉課）
	62 生活保護等の支援制度の活用（福祉政策課）
	63 自立困難な被害者への対応（福祉政策課）
	64 医療保険の加入脱会手続きにおける支援措置（健康保険課）
	65 DV被害者等の一時避難への支援（子育て支援課）
	66 母子生活支援施設入所事業によるDV被害者への日常生活の支援（子育て支援課）
	67 DV被害者に対する支援措置として、当該被害者への日常生活の支援（建築住宅課）
	68 現住所地に住民登録をしていないDV被害者の子どもへの支援（学校・保育園等の転校、入園、健康診断や予防接種の支援）（子育て支援課・学校教育課・健康増進課）
評価	A
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV被害者に対する支援措置として、住民基本台帳の交付等を制限する措置を実施（支援措置件数160件）</li> <li>・DV被害者の早期発見・対応のため、常設人権相談所の開設や民生委員による地域住民の生活状態の把握、相談や助言・福祉サービス利用のサポート等の実施</li> <li>・関係施設と連携したDV被害者の保護のため、障がい者福祉施設や肝属地区障がい者期間相談支援センターと連携を図り緊急入所等への対応、市高齢者緊急一時保護事業の実施等</li> <li>・障害者への虐待通報窓口は、福祉政策課のほか肝属地区障がい者基幹相談支援センターにも設置しており、虐待の把握・防止・対策に努めた。</li> <li>・外国人については、「外国人のための生活便利帳」を用いたり、県の外国人総合相談窓口との連携を図った。</li> <li>・DV被害からの避難者に対し、生活保護申請を行う方や生活困窮による相談者に対しては、関係機関と連携し安全確保を行い、必要に応じて就労支援等を実施</li> <li>・DV被害者の母子生活支援施設入所事業による支援や、市営住宅への優先入居措置、DV被害者の子供への支援を実施</li> </ul>
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV被害者を抱える世帯を早期に発見し、包括的な支援を継続して行う体制を強化していくことが必要。</li> <li>・在留外国人の孤立防止と暴力の未然防止・早期発見のための支援体制について、関係課や関係機関と連携を図る必要がある。また、日本語を話せない外国人からの相談等に対する相談体制の整備が課題。</li> </ul>
今後の取組予定	引き続き、個人情報を適切に管理し、関係機関と連携し安全を確保した上で、DV被害者の自立に向けた支援に努める。

## 施策の方向 2 生涯を通じた男女の健康への支援

具体的施策	生涯を通じた心身の健康支援
施策の内容	全ての人々が生涯を通じて、心身の健康を享受できる機会が確保できるよう、男女の性差に配慮した相談対応や検診受診率の向上・健康教育等に取り組みます。
実施事業	69 心の健康相談、また児童生徒を対象に「いのちの授業」を実施（自殺対策強化事業）（健康増進課）
	70 健康の保持増進のために健康増進、健康教育の実施（健康増進事業）（健康増進課）
	71 疾病の早期発見、早期治療を図るため各種検診を実施(健康診査・がん検査事業)（健康増進課）
	72 検診結果にもとづき、特定保健指導を実施(特定保健指導事業)（健康増進課）
	73 産後ママのための骨盤エクササイズ教室の実施(健康増進事業)（健康増進課）
	74 県民健康プラザ健康増進センターとの連携による健康づくり運動支援（鹿屋ヘルスアッププラン21推進事業）（健康増進課）
	75 高齢者の健康、介護予防に対する意識啓発の実施(高齢福祉課)
	76 みんなで楽しむスポーツライフ推進事業の実施（市民スポーツ課）
	77 総合型地域スポーツクラブ活動事業の実施(市民スポーツ課)
評価	A
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心の健康相談「こころの健康相談(定期12回、随時延べ15件)」「思春期相談(12回)」、健康教育「いのちの授業(19回)」「助産師等による健康教育(15回)」</li> <li>・健康保持のための相談「健康相談会(28回)」「相談室での相談(来所27人、電話51人)」、健康教育「かのやん体操(101回)」「60代60分ウォーキング教室(9回)」「高齢者学級等(51回)」「骨盤エクササイズ教室(23回)」「30代健康教室(44回)」</li> <li>・各種健診を実施し、その結果に基づき保健師、栄養士、健康運動指導士等による指導・支援(特定保健指導58回)</li> <li>・「産後の女性の健康づくりのための健康教室(23回)」、「市民健康づくり講座(9回)」の実施</li> <li>・65歳以上の高齢者を対象に「高齢者運動サロン(21団体)」「介護予防教室(23教室)」「介護普及啓発事業(延べ参加者数1,905人)」「高齢者筋力向上トレーニング事業(通所型サービスC)(4人)」</li> <li>・市民総ぐるみのスポーツ活動支援「かのやローズヒル駅伝大会」(230人)</li> <li>・総合型地域スポーツクラブ活動として、各種スポーツ教室等開催(13種目22コース)</li> </ul>
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な内容の相談に対応し、必要に応じて関係機関と連携が図れている。</li> <li>・女性ががん検診を女性スタッフのみで実施。女性は、育児・介護の影響で健康状態が悪化していることがあるため、負担が減らせるような支援を関係機関と連携していきたい。</li> <li>・介護予防の普及啓発について、全体的に女性の参加率が高い状況であることから、男女差なく適切な支援を提供できるよう、支援方法の改善を検討していかなければならない。</li> </ul>
今後の取組予定	全ての人々が生涯を通じて、心身の健康を享受できる機会が確保できるよう、引き続き事業を実施するとともに、男女差なく多くの高齢者が介護予防に取り組むことができるよう、工夫を凝らした介護予防事業を展開する。

具体的施策	性を理解・尊重するための教育・学習の推進
施策の内容	全ての人々がそれぞれの性に関する身体的特徴についての理解を深め、自らの意志が尊重された上で、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう教育・学習に取り組みます。
実施事業	78 エイズ予防のための講演会、学習会の実施（エイズ予防事業）（健康増進課）
	79 発達段階に応じた保健学習の充実
評価	A
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エイズや性感染症に関する正しい知識の普及啓発や清潔保持や二次性徴などの教育を実施。計64回3,220人（小学校47回、中学校10回、高校1回、教職員等6回）</li> <li>・小学校体育科保健領域及び中学校保健体育科保健分野における保健学習の実施</li> </ul>
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加を希望する学校が増加している一方、それぞれの学校が自分たちで性教育を行う体制づくりができていないのが現状である。学校の養護教諭や教諭がそれぞれの学校で性教育を行うことができるよう、講演や研修会を通じたアプローチが必要。</li> <li>・性を理解、尊重する学習に関しては、保健学習だけではなく、特別活動や各教科において相互に関連させる指導の充実に努める必要がある。</li> </ul>
今後の取組予定	エイズ予防事業は、今後も継続して事業展開を図る。また、発達段階に応じた保健学習の充実については、体育における研修会等をとおして、授業改善を図り、内容の充実に向け取り組む。

具体的施策	安心して子どもを産み育てる環境づくりの推進
施策の内容	妊娠・出産から産後、育児期にわたり、それぞれの段階に応じた健康管理への支援を充実させ、安心して子どもを産み育てるための環境を整えます。
実施事業	80 子育て世代支援センターの設置による切れ目のない支援の実施（健康増進課）
	81 母子手帳発行、妊婦検診、妊婦訪問、パパママ教室、母子相談（健康増進課）
	82 産婦・新生児訪問、産後ケア、こんにちは赤ちゃん訪問、育児教室（健康増進課）
	83 各種予防接種、乳幼児健康診査、歯科保健事業（健康増進課）
	84 助成事業の実施（不妊治療費助成事業、未熟児訪問養育医療給付事業）（健康増進課）
	85 認可外保育所に入所している児童へ健康診断費の助成〔認可外すこやか検診事業〕（子育て支援課）
評価	A
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子手帳交付数：904件 妊婦訪問数：36件 パパママ教室（個別対応）：223件</li> <li>妊婦健診：10,723件 産婦健診：1,590件 新生児聴覚検査：830件</li> <li>母子相談（4地区合計）：1,419件 母乳相談（鹿屋地区のみ）：95件</li> <li>・妊婦訪問：34件 新生児訪問：391件 訪問産後ケア（乳房ケア）：218件</li> <li>訪問産後ケア（沐浴）：4件 訪問産後ケア（乳房ケア・沐浴）：1件</li> <li>宿泊型産後ケア：実人数8人 延べ日数63日 こんにちは赤ちゃん訪問728件</li> <li>・予防接種事業：MR1,771人、四種混合3,398人、不活化ポリオ0人、二種混合879人、日本脳炎2,426人、BCG835人、HPV338人、ヒブ3,312人、小児用肺炎球菌3,306人、水痘1,596人、B肝2,495人、ロタ2,130人、任意成人風しん103人</li> <li>・乳幼児健康診査：3か月児健診885人（96%）、7か月児健診156人（82%）、1歳6か月児健診702人（86%）、2歳児歯科 227人（67.9%）、3歳児健診731人（84%）</li> <li>・歯科保健事業：歯っぴい教室 52件（4,687人）、8020表彰40名</li> <li>・助成事業：未熟児養育医療給付事業 申請者数 実24件、延30件 訪問者数 延22件</li> <li>不妊治療費助成事業 申請者数 実115件、延115件</li> <li>・認可外保育所すこやか健診事業：対象施設 2施設</li> <li>内科健診（年2回）、歯科検診（年1回）</li> </ul>

成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染対策で、父親が妊婦健診や出産に受診同伴ができず、母親・父親ともに不安を抱えていることが伺えた。感染対策を講じながら、不安の軽減のために、各種健診や教室等工夫して実施していく必要があると考える。</li> <li>・妊婦訪問等では、母親の支援を通して、男性の育児参加の情報提供や傾聴を行っている。また、養育環境に応じて支援を実施している。事業実施の場に父親が同席している場合は、同様に支援を実施している。</li> </ul>
今後の取組予定	安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進するため、今後も継続して事業展開を図る。

### 施策の方向 3 生活上の困難を抱えやすい人々が安心して暮らせる環境の整備

具体的施策	生活上の困難に直面する女性等への支援
施策の内容	生活困窮状態や社会的孤立の状態にある女性等が、安心して暮らし、自立した生活ができるよう支援を行います。
実施事業	86 国民年金の加入脱会手続きにおける支援措置（市民課）
	87 かわいい孫への贈り物事業（子育て支援課）
	88 児童扶養手当支給事業（子育て支援課）
	89 ひとり親家庭医療費助成事業（子育て支援課）
	90 母子寡婦福祉資金貸付制度の相談、受付や母子自立支援員による指導等（子育て支援課）
	91 自立支援教育訓練給付金事業（子育て支援課）
	92 高等職業訓練促進給付金事業（子育て支援課）
評価	A
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者からのDV被害者に対する支援措置として国民年金の免除申請やその他の申出の案内を実施。</li> <li>・かわいい孫への贈り物事業交付件数:964件(出生:890件、転入74件)</li> <li>・児童扶養手当の支給(1,362人)、ひとり親家庭医療費助成(26,626件)</li> <li>・母子父子寡婦福祉資金貸付制度の相談(89件)・受付(4件)、母子父子自立支援員による指導(延べ190件)</li> <li>・高等職業訓練促進給付金事業(看護師や介護福祉士などの資格取得のために養成機関に修業する場合に支給する生活の支援のための給付金)支給者数:11名</li> </ul>
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援教育訓練給付金事については、ハローワークでも同様の事業があり、その事業に漏れた者が対象となることから、本事業による助成希望は少なかった。</li> <li>・各事業を実施することにより、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進等に寄与することができた。</li> </ul>
今後の取組予定	ひとり親家庭の生活の安定と自立促進に寄与するため、継続して事業を行う。



具体的施策	高齢者、障がい者が安心して暮らすための支援
施策の内容	高齢者や障がいのある人が、安心して暮らし、意欲や適正に応じた社会参画・自立した生活ができるよう性差に配慮した支援を行います。
実施事業	93 身体障害、知的障害、精神保健福祉に関し、相談員による相談支援〔相談支援事業〕（福祉政策課）
	94 ボランティア奉仕員養成講座（手話奉仕員養成・点訳、音声訳（テープ録音）奉仕員養成、要約筆記奉仕員養成など、各講習会）の実施（福祉政策課）
	95 意思疎通支援事業（各奉仕員の派遣事業）の実施（福祉政策課）
	96 在宅福祉アドバイザー整備事業等による地域の見守り体制構築（高齢福祉課）
	97 介護保険制度の広報啓発〔再掲〕（高齢福祉課）
	98 住宅改善事業の推進（建築住宅課）
評価	A
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害、知的障害、精神保健福祉に関し、肝属地区障がい者基幹相談支援センター相談員を中心とする相談支援を行った。延べ相談件数（鹿屋市分のみ）4,501件</li> <li>・社会福祉協議会へ委託し、ボランティア奉仕員を養成（手話奉仕員8人、点訳奉仕員3人、音声訳奉仕員2人、要約筆記奉仕員9人）</li> <li>・社会福祉協議会を通じて手話通訳者や要約筆記者の派遣（34回）</li> <li>・在宅福祉アドバイザーによる地域の見守りを行った（アドバイザー配置数238人）</li> <li>・介護保険制度について、広報紙、出前講座、介護予防教室等で広報啓発活動を行った。</li> </ul>
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種ボランティア養成講習会の参加者が減少傾向にある。</li> <li>・在宅福祉アドバイザーの約91%が女性であるため、未配置地区の解消と併せて男性の在宅福祉アドバイザーの活動（委嘱）を促進する必要がある。</li> <li>・介護保険制度に関する出前講座においては、男性の参加者が女性の半分程度と少ないことから、講座の申込時などに男性への参加呼びかけを主催者に依頼するなど、男性の参加促進を図る必要がある。</li> </ul>
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、障がい者に対する相談支援体制の充実及び利便性の確保を図っていく。</li> <li>・手話奉仕員等のボランティアの養成を推進し、派遣登録者の増加を目指すとともに、派遣の内容や方法、派遣者の処遇等の見直しを図る。</li> </ul>

具体的施策	複合的に困難な状況に置かれている人々への対応・支援
施策の内容	高齢者・障がい者・外国人等であることに加え女性であることにより、複合的な困難を抱えている人への支援を行います。また、性的少数者であることによる偏見や差別をなくすための啓発を進めるとともに、相談対応による支援を行います。
実施事業	99 情報誌、リーフレット等による人権尊重に関する啓発（市民課）
	100 在住外国人に対する日常生活支援体制の構築（地域活力推進課）
	101 国際交流員や、鹿屋市国際交流協会を活用した外国の異文化への理解促進（地域活力推進課）
	102 各種相談支援（健康増進課、子育て支援課、福祉政策課、高齢福祉課）
評価	A
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Kanoya男女共同参画News3月号で、「SOGI」(性的指向と性自認)という言葉を紹介</li> <li>・LGBT支援団体(にじいろおおすみ等)との意見交換</li> <li>・広報かのや11月28日号「人権週間」にてLGBTに関する内容の掲載</li> <li>・「人権週間」において、LGBTに関する展示・ビデオ上映による啓発活動</li> <li>・在住外国人に対する日常生活支援体制として、「外国人のための生活便利帳」(市作成ベトナム語、タガログ語、中国語、英語、タイ語)を用い相談窓口や行政サービス等の周知、国際交流員による外国人に向けた各種行政手続等の支援、外国人を対象とした日本語教室を運営する団体への支援、外国人総合相談窓口(県設置)との連携</li> <li>・健康相談会 28回 68人 ・相談室随時相談 来所 27人 ・電話相談 51人</li> <li>・生活費、求職活動、病気や障害、家賃やローン、住居、債務、ひきこもり等の相談支援 延べ550件(男性:303人、女性:247人)</li> <li>・児童虐待に関する相談件数 125件</li> <li>・高齢者や家族等からの医療・保健・福祉等に関する総合的な相談 受付件数 延べ611件、相談者数 実人数347人</li> </ul>
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Kanoya男女共同参画Newsでは毎回配偶者暴力相談支援センターの連絡先を掲載。</li> <li>・性的少数者への偏見や差別をなくすための啓発の機運が高まった。</li> <li>・市内在留外国人が、国籍や性別、言語の違いに関わらず安心して暮らせるよう、日常生活の支援に繋がった。</li> <li>・相談員のケアの取り組みが不足していたため、改善していきたい。</li> </ul>
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、高齢者・障がい者・外国人等への対応・支援を行う。</li> <li>・性的少数者への理解を深めるため、市職員研修(動画視聴及び言葉や制度に関する研修)や市政モニターへのアンケート調査、その他啓発広報活動に取り組む。</li> </ul>

#### 施策の方向 4 防災の分野における男女共同参画の推進

具体的施策	防災・復興体制への女性の参画拡大
施策の内容	地域における多様な住民の視点を反映させるため、防災、復旧や復興に関わる政策・方針決定過程や、防災の現場への女性の参画を推進します。
実施事業	103 女性消防隊活動の促進（安全安心課）
評価	B
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿屋地区教養訓練や防火パレード(春季・秋季)への参加</li> <li>・広報活動(各方面隊管轄区域 5回)</li> <li>・小型ポンプ操作訓練</li> <li>・県女性消防団員幹部等特別研修会</li> </ul>
成果及び課題	女性隊員が訓練等に参加することにより、様々な視点での訓練、周知広報ができた。女性隊員の視点を活かした消防団活動の実施や女性隊員の増員が課題。
今後の取組予定	定期的に女性隊の定例会を実施し、女性隊員特有の活動を検討する。また、火災現場などで被災者に寄り添い、精神的なサポートを行うためにも、定期的に訓練等を実施する。

具体的施策	男女共同参画の視点に立った地域防災の推進
施策の内容	避難所運営や災害時に備えた物資の備蓄などの場面において、地域の実情や、男女のニーズの違いに配慮する等、男女共同参画の視点に立った取組を行い、地域防災力の向上へ努めます。
実施事業	104 女性や多様な立場の人に配慮した物資備蓄及び避難所運営マニュアル整備の推進(安全安心課)
評価	A
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度に策定した備蓄計画に基づき、女性用生理用品の備蓄を開始</li> <li>・男女共同参画の視点から指定避難所の避難所配備要員に女性職員を積極的に登用し、令和3年度は初めて女性職員を配備</li> </ul>
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市備蓄計画への女性用品追加と女性に配慮した避難所レイアウト作りなど、男女共同参画の視点を反映した避難所運営。管理運営マニュアルの継続的な見直し。</li> <li>・女性が避難所を運営する際の不安要素がある。(セクハラ、身体的不安)</li> </ul>
今後の取組予定	鹿屋市防災会議における女性委員の割合を増やす取組を行う。また、避難所運営への女性の参画に取り組むとともに、女性に配慮した備蓄品の確保に努める。

重点目標 Ⅲ男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

施策の方向 1 固定的性別役割分担意識に基づく慣行の改善

具体的施策	男女共同参画についての正しい理解の浸透を図るための広報・啓発の推進
施策の内容	男女共同参画についての正しい理解の浸透が図られるよう、あらゆる機会を捉えて広報・出版物等の発行に際し、固定的性別役割分担意識が助長されることがないように配慮します。
実施事業	105 「人権週間」の周知（市民課）
	106 情報誌、リーフレット等による広報、啓発（市民課）
	107 広報誌・ホームページ等による広報啓発（政策推進課）
	108 「家庭教育ガイド」を活用した広報啓発（生涯学習課）
評価	A
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な手段を講じて人権尊重について啓発活動を実施</li> <li>・男女共同参画Newsを発行（年4回 各5,000部）</li> <li>・広報誌で男女共同参画社会及び性の多様性(LGBTQ)に関する特集ページを掲載</li> </ul>
成果及び課題	情報紙については、関係機関での設置や町内会回覧、セミナー等での配布を行い広報啓発に努めた。広報誌・ホームページともに、男女共同参画や人権に関する情報を掲載することで、市民に対するの周知・啓発を行った。
今後の取組予定	今後も引き続き情報誌の発行等を通じて、男女共同参画についての正しい理解の浸透が図られるよう広報啓発に努める。

具体的施策	固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行への見直し
施策の内容	あらゆる分野における固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の見直しにつながるよう、男女共同参画に関する情報提供や学習機会の提供に取り組みます。
実施事業	109 男女共同参画の視点に配慮したイラスト等の紹介（市民課）
	110 男女共同参画に係る市職員研修や、市民向け講演会等の開催（市民課）
評価	A
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画Newsで使用するイラストは引き続き男女共同参画の視点に配慮したイラストを使用。同Newsで内閣府作成の男女共同参画の視点に配慮したフリーイラスト等を紹介。</li> <li>・男女共同参画講演会及び市職員研修 「こんな時、あなたならどうする！避難生活で命と健康を守るために～」市民29人、市職員637人</li> </ul>
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災における男女共同参画の視点の必要性(避難所運営において女性が参画しないことによる弊害等)について、理解を深められるものであった。</li> <li>・市職員研修は、動画を視聴することとしたため全職員(再任用職員含む)を対象に実施することができた。</li> <li>・講演会については、当日は完全オンライン、後日動画視聴会を実施することで学習機会の提供に取り組んだ。</li> </ul>
今後の取組予定	男女共同参画Newsにて男女共同参画の視点に配慮したイラスト等について紹介することで、性別による固定的な役割分担意識を助長する表現等を行わないよう啓発する。また、固定的性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行の見直しを図るため、引き続き、市職員の研修及び講演会等を実施する。



## 施策の方向 2 男女共同参画に関する教育・学習の推進

具体的施策	学校における教育・学習の推進
施策の内容	子どもたちの男女共同参画意識に影響を及ぼす教職員等学校関係者が、男女共同参画について正しく理解するための情報学習機会を提供します。
実施事業	111 研究授業を通して各学校での校内研修（道徳教育）の充実（学校教育課）
	112 管理職研修・男女平等参画等に関する研修会への参加促進（学校教育課）
評価	A
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳教育では「考え、議論する道徳」の実践に向けて授業づくりに関する研修及び参観授業を実施。</li> <li>・管理職研修では「自他を大切にする」教育の充実を呼びかけ、人権尊重の教育の具現化を図った。</li> </ul>
成果及び課題	各学校の実態に応じて実施を行っているが、男女共同参画を正しく理解するための専門的な研修(専門家を呼んでの研修)等を効果的に実施することが課題である。
今後の取組予定	道徳教育では地域や各種団体などと連携を深め、地域全体で道徳教育に取り組むことができるような手立てを検討していく。また、継続して研修に取り組む。

具体的施策	家庭・職場・地域における理解の促進
施策の内容	あらゆる教育・学習の機会を捉えて家庭・職場・地域において男女共同参画に関する正しい理解の浸透が図られるよう広報・啓発に努めます。
実施事業	113 家庭教育学級の実施（生涯学習課）
	114 「子育て講座」の実施（生涯学習課）
	115 「家庭教育講演会」の開催（生涯学習課）
	116 男女共同参画に係る市職員研修や、市民向け講演会等の開催（市民課）
	117 生涯学習まちづくり出前講座の受講推進とメニューの充実（生涯学習課）
評価	B
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭教育学級を44学級、子育て講座を13小中学校で実施</li> <li>・家庭教育講演会「言葉の責任 ネットの被害者・加害者にならないために」実施</li> <li>・防災をテーマに市職員研修及び男女共同参画講演会を実施</li> <li>・出前講座(33メニュー)の実施</li> </ul>
成果及び課題	子育て講座では、実施校が少ないので開催するよう積極的に案内したい。 市職員研修は、動画を視聴することとしたため全職員(再任用職員含む)を対象に実施することができた。また、講演会については当日は完全オンライン、後日動画視聴会を実施することで職場・地域における啓発に努めた。
今後の取組予定	引き続き、家庭・職場・地域における男女共同参画の正しい理解が図られるよう広報・啓発に努める。